

民事訴訟の応訴について（報告）

市道の設置又は管理に瑕疵^{かし}があったため、原告の子が市道から水路に転落し、死亡したとして、呉市に損害賠償を請求する訴訟が提起されましたので、これに応訴します。

1 事件番号等

令和元年（ワ）第132号損害賠償請求事件

2 提訴年月日

令和元年12月19日（訴状送達年月日 同月27日）

3 原告

呉市在住の個人

4 訴額

4,000万円

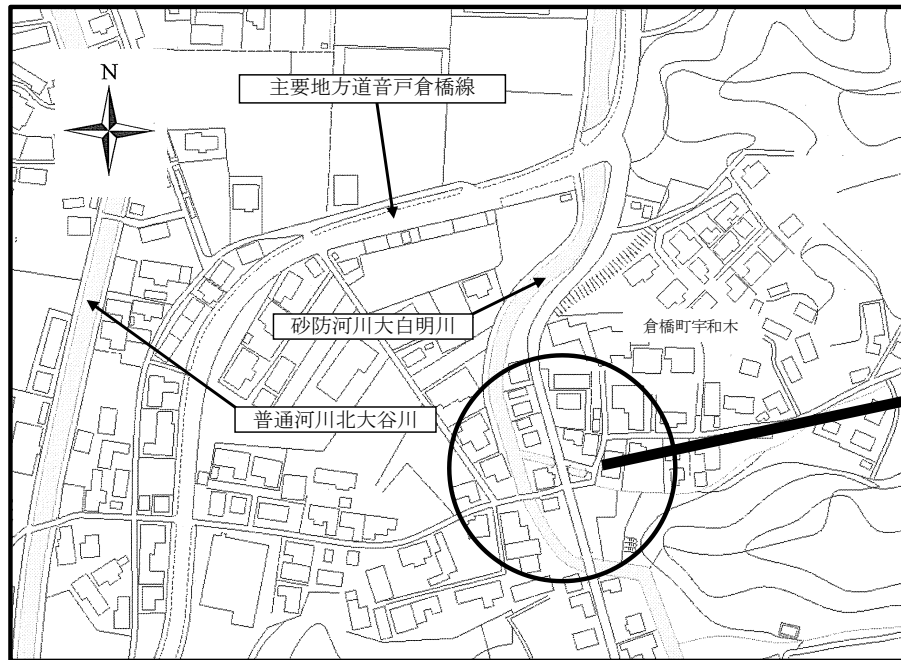
5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

平成29年10月20日午後7時頃、原告の子が呉市倉橋町の市道宇和木峠線（以下「本件市道」といいます。）と交差する普通河川小家石川に転落し、死亡した事故については、当該事故が、本件市道上のくぼみに足をとられたこと、また、当該普通河川への転落を防止する柵が設置されていなかったことにより生じたのであるから、本件市道は通常有すべき安全性を欠いていたとして、市道の設置又は管理の瑕疵を理由に呉市に対して、死亡逸失利益、死亡慰謝料、葬儀関係費用及び弁護士費用の合計4,886万5,027円のうち4,000万円及び当該遅延損害金の支払を求め、提訴したものです。

7 位置図



【拡大図】

